

新潟県後期高齢者医療広域連合告示第8号

東日本大震災により被災した被保険者に係る新潟県後期高齢者医療保険料減免取扱要綱（平成23年新潟県後期高齢者医療広域連合告示第9号）の一部を次のように改正する。

平成29年4月24日

新潟県後期高齢者医療広域連合長 篠 田



第2条第3号を削り、同条第4号を第3号とし、「特定避難勧奨地点」の次に「、平成27年度に指定が解除された（c）旧避難指示解除準備区域（楓葉町の一部）」を加え、「2つの区域等」を「3つの区域等」に改め、同号の次に次の1号を加える。

(4) 旧居住制限区域等 居住制限区域及び避難指示解除準備区域で、平成28年度に指定が解除された葛尾村の一部、川内村の一部、南相馬市の一部、飯館村の一部、川俣町の一部、浪江町の一部及び平成29年4月1日に指定が解除された富岡町の一部をいう。

第3条中「帰還困難区域等、」の次に「上位所得層を除く」を加え、「または旧避難指示解除準備区域」を「・旧居住制限区域等」に改める。

第4条第1項第1号中「平成28年度分」を「平成29年度分」に改め、同号ア中「旧避難指示解除準備区域」を「旧居住制限区域等」に、「平成29年3月末日」を「平成30年3月末日」に、同号イ中「旧避難指示解除準備区域等に住所を有していたことにより避難等した上位所得層の被保険者」を「旧居住制限区域等の上位所得層の被保険者（大震災発生後に他市区町村へ転出した被保険者を含む。）」に、「平成29年3月末日」を「平成30年3月末日」に、「平成28年4月分」を「平成29年4月分」に改め、同項第2号中「平成27年度末」を「平成28年度末」に、「平成28年4月以降」を「平成29年4月以降」に、「平成27年度分」を「平成28年度分」に改める。

附 則

この要綱は、平成29年5月1日から施行する。